

山元町教育振興基本計画策定について（案）

山元町では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ具体的な推進を図るため、平成29年3月を目途に山元町教育振興基本計画を策定します。計画を策定するにあたり、教育関係者等で構成する山元町教育振興基本計画策定委員会を設置し、検討します。また、広く町民及び関係団体の意見をいただくパブリックコメントを実施します。

1 策定目標 平成29年3月

2 計画策定の趣旨

社会を取り巻く状況が日々変化している現在、解決すべき多くの教育課題に対応するため、国では平成18年12月に教育基本法を改正し、新しい時代の教育の基本理念を示すとともに、実効性のあるものとするために、教育三法等の関係法令の改正を行いました。

また、教育行政については、国と地方公共団体の役割分担と責任に係る内容を示すとともに、地方にも、地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

そこで、今後の山元町の教育の発展のためには、これからの山元町の教育を見据えた基本的な方向を明確にするとともに、その実現のために、どのような教育施策をどのように推進していくかを明らかにしていく必要があります。

これらのことから、教育委員会では、「復興から新しいまちづくりをめざす山元町の豊かな自然と風土の中で、家庭及び地域の教育力を生かし、心豊かでたくましい人間形成をめざすとともに町民の生涯にわたる学習の充実に努める。」とした基本方針のもと、町政の施策に合わせた最適な教育施策を実施していくために、教育振興基本計画を策定するものです。

3 計画策定のねらい

山元町の教育振興を図るためには、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携・協働することが大切です。

このため、本計画は、山元町の教育の目指す基本的な方向と目標を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにし、教育関係者はもとより、町民の理解と協力を仰ぐことをねらいとして策定するものです。

4 計画の実施期間

これまで、教育は国家百年の大計と言われてきましたが、現在の社会情勢はもとより、教育を取り巻く環境は、日々変化している状況であり、迅速な見直しやきめ

細かな進捗管理が行えるよう、平成29年4月から平成34年3月までの5年間の計画として策定するものです。

5 策定スケジュール

年月	項目	内容等
H28年4月	○第1回策定委員会	①委員委嘱 ②策定スケジュールの確認 ③保護者アンケートの内容及び実施についての検討
5月	・保護者アンケートの実施	
6月		・保護者アンケートの分析 ・内部検討
7月	○第2回策定委員会	①保護者アンケート分析結果報告 ②分析結果を踏まえた現状・課題の抽出 ③課題解決に向けた基本的方向性の検討
8月	○第3回策定委員会	①基本的方向性の決定 ②基本的方向性を踏まえた具体的施策の検討
9月	○第4回策定委員会	①教育振興基本計画（素案）の決定 ②パブリックコメントの実施についての検討
10月	・パブリックコメントの実施 ・総合教育会議 （教育委員会定例会）	・教育振興基本計画（素案）の報告・調整
11月	・産建教育常任委員会	・中間報告
12月～ H29年1月		・パブリックコメントの分析 ・内部検討
2月	○第5回策定委員会 ・教育委員会定例会	①教育振興基本計画（原案）の決定 ・教育振興基本計画議決
3月	・議会議員全員協議会	・報告